

手続きチェックシート

⑧京都市内の他区や京北地域以外の 右京区から転入されるとき

京北出張所等の窓口で行える主な手続きを示していますが、全てを示しているわけではありません。
他の手続き・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いします。

チェック欄	届の種類	誰が	必要なもの	窓口の番号	担当
☐	転入届 転入した日から14日以内	本人 又は 世帯主 代理人	☐ 窓口に来られる方の本人確認書類 （運転免許証、健康保険証など） ☐ マイナンバーカード （暗証番号の入力が必要です。） ☐ 特別永住者証明書、在留カード ☐ （代理人の場合は）委任状	①	戸籍住民担当
☐	印鑑登録	本人 又は 代理人	すでに印鑑登録済みの方は手続きの必要はありません。（転居届が完了すれば、お手持ちのカードが引き続き使用できます。）		
☐	転校手続（小学校）	区間異動届を受理した後、転入学通知書を発行します。			
☐	転校手続（中学校）				
☐	国民健康保険 転入した日から14日以内	本人 又は 世帯主	☐ 国民健康保険資格確認書又はマイナンバーカード ☐ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類（世帯全員分） ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） 代理人の場合は委任状と本人確認書類	②	保健福祉第一担当
☐	後期高齢者医療	本人又は 代理人	☐ 後期高齢者医療資格確認書 ☐ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類 ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） 代理人の場合は委任状と本人確認書類		
☐	重度障害老人健康管理費	本人又は代理人	☐ 後期高齢者医療資格確認書 ☐ 重度障害老人健康事業対象者証 ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等） ☐ 代理人の場合は委任状と本人確認書類	☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が必要な場合があります。	
☐	国民年金（受給者）	-	「年金受給権者 住所・支払機関変更届」の提出が必要です。京都西年金事務所に確認してください。	京都西年金事務所 ☎323-1170	
☐	国民年金（加入者）	-	手続きは不要です。	-	
☐	介護保険 （65歳以上の方） 転入した日から14日以内	本人又は家族	☐ 介護保険被保険者証 ☐ 各種減額証（お持ちの方のみ） ☐ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類（世帯全員分） ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） 代理人の場合は委任状と本人確認書類		
☐	老人医療 転入後速やかに	本人又は代理人	☐ 健康保険資格情報が確認できる書類 ☐ 福祉医療費受給者証 ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）		
☐	重度心身障害者医療 転入後速やかに	本人又は代理人	☐ 健康保険資格情報が確認できる書類 ☐ 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、パスポート等） ☐ 福祉医療費受給者証 ☐ 対象となる障害者手帳 （身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳） ☐ 代理人の場合は委任状と本人確認書類	②	保健福祉第一担当
☐	児童手当 転入後速やかに	受給者又は代理人	（申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）		
☐	子ども医療 転入後速やかに	父母又は代理人	☐ 子どもの健康保険資格情報が確認できる書類 ☐ 福祉子ども医療費受給者証 （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）		
☐	ひとり親家庭等医療 転入後速やかに	受給者	☐ 受給者全員の健康保険資格情報が確認できる書類 ☐ 福祉医療費受給者証（受給者全員分） ☐ 同居者及び扶養関係者等調査書	☐ 世帯の状況により、他に必要な書類があります。	

*京都市子ども家庭支援課分室 TEL222-3777

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎6階

チェック欄	届の種類	誰が	必要なもの	窓口の番号	担当
☐	児童扶養手当 転入した日から14日以内	ひとり親家庭等の父 又は 母	☐ 手当証書 ☐ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類（世帯増の場合）	②	保健福祉第一担当
☐	特別児童扶養手当	父 又は 母	☐ 右記までお問合せください。 ☐ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類		
☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳	本人 又は 代理人	☐ 該当する手帳 ☐ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類			
☐	125CC以下のバイク、小型特殊自動車、ミニカー、特定小型原付の申告	-	市内の住所変更はナンバープレートの変更手続きは不要です。右記までお問い合わせください。	④	庶務担当
☐	乳幼児・5歳児 健康診査 〔5歳6か月以下の子どもがいる方〕	保護者	届出がないと、乳幼児健康診査など個別のお知らせが届かない場合があります。 ☑電話連絡でも結構です。	③	保健福祉第二担当
☐	小児慢性特定疾患の医療費の公費負担	保護者	☐ 受給者証 ☐ 新住所を確認できるもの（保険証や住民票等） ☐ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類 ☐ 健康保険証（変更のある方）		
☐	自立支援医療費 (育成医療)	保護者	☐ 受給者証 ☐ 新住所を確認できるもの（保険証や住民票等） ☐ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類 ☐ 健康保険証（変更のある方）		
☐	自立支援医療費 (精神医療)	本人	☐ 受給者証 ☐ 新住所を確認できるもの（保険証や住民票等） ☐ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類 ☐ 健康保険証（変更のある方）		
☐	精神保健福祉手帳	本人	☐ 精神保健福祉手帳 ☐ 新住所を確認できる書類（免許証等） ☐ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類		
☐	特定疾患の医療費の公費負担	本人 又は 代理人	☐ 医療受給者票 ☐ 新住所を確認できる書類（免許証等） ☐ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び本人確認書類		
☐	肝炎治療費の公費負担	本人 又は 代理人	☐ 受給者証 ☐ 印鑑（内容訂正時に必要） ☐ 新住所を確認できる書類（免許証等）		
☐	被爆者健康手帳	本人 又は 代理人	☐ 被爆者健康手帳 ☐ 住民票 ☐ 印鑑（内容訂正時に必要） ☐ （受給者は）手当証書		
☐	旅館届出		保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター（Tel 075-746-7209）		
☐	飲食店等営業許可		保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター ※生活衛生・食品・犬猫等に係る身近な相談、事業者からの許可の更新・住所変更の届出等簡易なものは、 右京区役所医療衛生コーナー（Tel 075-366-0115）		
☐	クリーニング業等の届出				
☐	興行場の届出				
☐	公衆浴場届出				
☐	理容所、美容所届出				
☐	犬猫に関する相談				
☐	水道・下水道の使用開始・中止、名義変更	本人 又は 家族			

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。